

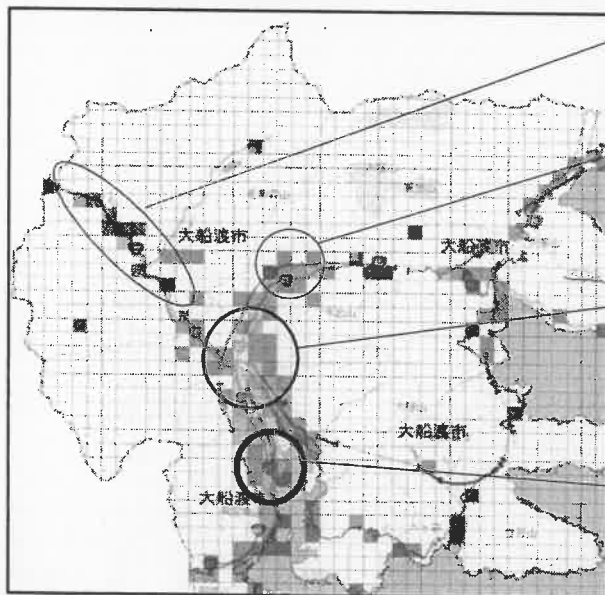
1 管内交通事故概況（令和元年11月末）

	人身事故	死者	傷者	物損事故	取締り件数
H 30. 11末	64	4	81	1037	1275
R 1. 11末	59	1	70	943	1298
増 減	-5	-3	-11	-94	+23

※ 昭和35年以降の最小値

人身事故件数：71件（平成30年）、死者数：1名（平成18年）

2 冬場の交通事故発生状況（本年1月から3月の間）

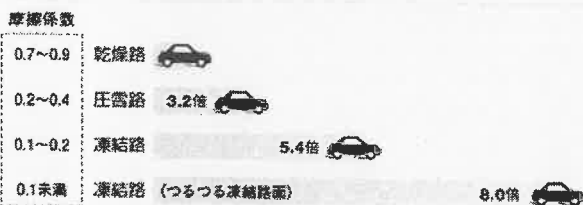


- 国道107号線  
カーブにおいて車両単独事故多発
- クボホームセンタ～大船渡北 IC  
物損事故多発区間  
・勾配有り、細かいカーブ有り
- 大船渡 IC～大船渡署前交差点  
交通事故要注意区間  
・渋滞等の為、路面凍結が著しい  
・追突事故多発
- 加茂交差点  
出会い頭、追突事故多発

# 滑走事故多発！

## 『急』の付く動作は危険！

急ブレーキ、急ハンドル、急制動はスリップの原因となります。『急』の付く動作を避け、ソフトな運転操作を心掛けましょう。  
また、車をすぐには止まれないことを意識し、早めにブレーキをかけましょう。

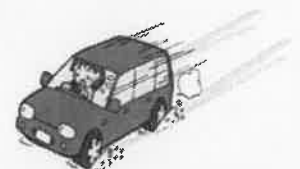


## 凍結路面を予測した運転を

路面が乾燥していても、日陰部分などは部分的に道路が凍結している場合があります。  
凍結が予想される場所では、あらかじめ減速して走行しましょう。

### 【凍結が予想される場所】

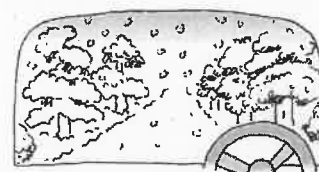
- ・日陰部分
- ・トンネルの出入口
- ・橋の上 など



# 冬道を安全に！

## 運転前の注意

- 車に積もった雪はしっかり落とす
- 灯火類は確実にクリアーにする
- 凍ったガラスはしっかり溶かす
- 履き物の雪はしっかり落とす
- ウォッシャー液・ワイパーの点検
- 冬用タイヤの確認（早めの装着を）



## 走行時の注意



- ゆっくり発進  
MT車は2速・AT車は「クリープ現象」で発進
- カーブは減速  
手前で十分減速して進入、抜けてから徐々に加速
- ブレーキはソフトに  
シフトダウン等でエンジンブレーキ、ロックさせない  
ABSは強く踏み続ける
- 轍に逆らわない  
轍では減速し、ハンドルを軽く握って轍に沿って走行
- 交差点で優先意識を持たない  
スリップして一時不停止の車等に注意
- 坂道は慎重に  
上りは低速ギアで一定速度  
下りはシフトダウンでエンジンブレーキ
- 車間距離は長く  
路面確認と追突防止のために車間距離は通常の2倍以上とる
- 合図は早めに  
通常よりも早めに行い周囲に自分の意思を確認してもらう

## 注意する場所 凍結に注意！

- 停止線付近  
発進時に多くの車が滑って路面がつるつる
- 建物や樹木の陰  
日陰になっているところは日中でも凍結している
- 橋の上や高架  
地熱が伝わらないため凍結している
- トンネルの出入口  
吹き込んだ雪等が凍結している
- 夜間  
暗いと凍結・湿潤・乾燥の判断が走行中困難

早め点灯とハイビーム走行

岩手県大船渡警察署

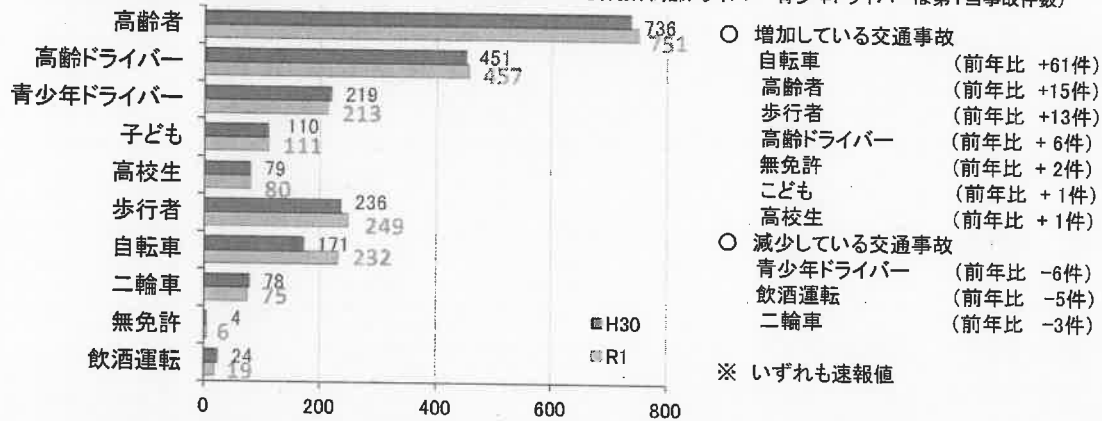
1 交通事故発生状況

(1) 交通事故発生状況

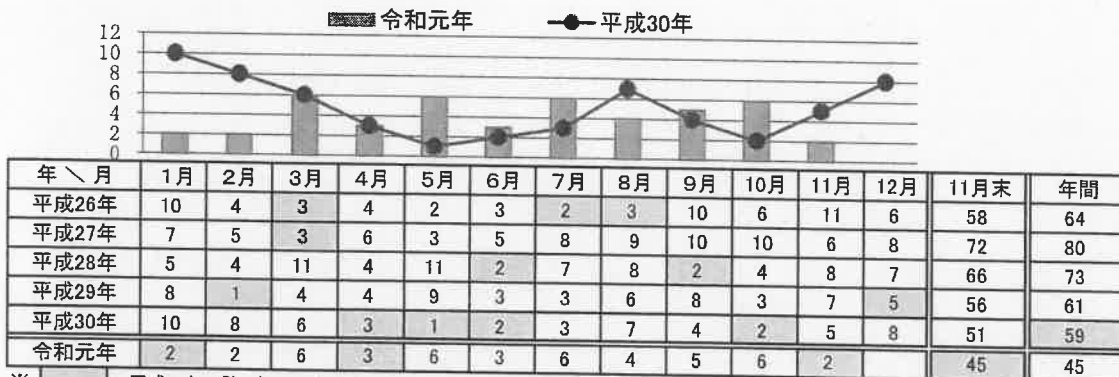
	令和元年	平成30年	前年比	
発生件数	1,789	1,771	18	1.0%
死者数	45	51	-6	-11.8%
傷者数	2,164	2,179	-15	-0.7%

- ・ 発生件数は増加、死者数、傷者数は減少。
- ・ 死亡事故件数は44件(前年比-6件)
- ・ 平成30年は計上値

(2) 当事者類型別事故発生状況 (それぞれ関係している件数、高齢ドライバー・青少年ドライバーは第1当事者件数)



(3) 交通事故死者数 月別の推移 (人数)



(4) 交通死亡事故の特徴 (死亡事故44件・死者45人)

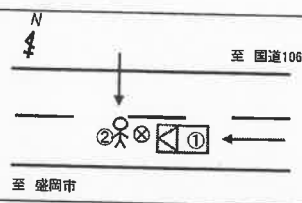
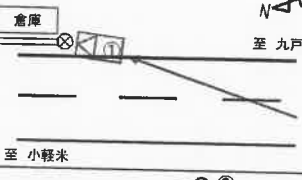

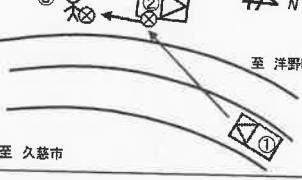
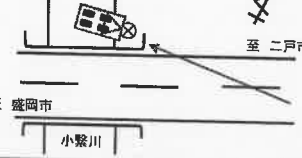
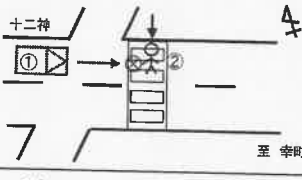
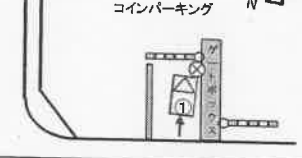

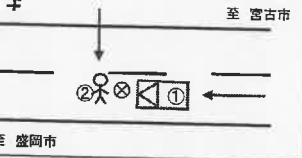
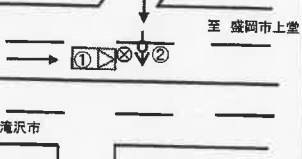
- 時間帯 昼間27件、夜間17件
- 路線別 国道21件、県道5件、主要地方道7件、高速道2件、市町村道8件、その他1件
- 類型別
  - ・ 人対車両 18件(道路横断10件、路外作業中1件、路上横臥3件、背面通行中2件、対面通行中1件、その他1件)
  - ・ 車両相互 20件(出会い頭10件、正面衝突6件、右折直進1件、左折時1件、追突1件、その他1件)
  - ・ 車両単独 6件(工作物衝突4件、路外逸脱(転落)1件、多重衝突(駐車車両と路外歩行者)1件)
- 死者年齢別
  - ・ 20代3人、30代2人、40代4人、50代2人、60代3人、高齢者31人

2 東北管区内・全国の交通事故死者数 (11月末速報値)

区分\県	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	全国
死者数(人)	34	45	56	37	30	55	2,859
増減数(人)	-6	-6	8	-2	-17	-10	-263
増減率(%)	-15.0	-11.8	16.7	-5.1	-36.2	-15.4	-8.4

死者数減少率 管区内4位、全国20位

# 令和元年の死亡事故

NO	署	日時	場所	事故種別	事故の概要	備考
1	宮古	1月5日 (土) 晴 午後5時 8分頃 夜間	宮古市 長町  国道 106号	【人対車両】 ①軽貨物車 (34歳男性) × ②歩行者 (78歳女性)	①が直進中、右から 左に横断中の②と衝突。 	②歩行者 (78歳女性) 死亡
2	二戸	1月7日 (月) 曇 午後2時 55分頃 昼間	軽米町 円子  主要地方道 軽米九戸線	【車両単独】 ①普通貨物車 (49歳男性)	①が対向車線にはみ 出し、路外の塀に衝突。 	①普通貨物車 (49歳男性) 死亡
3	北上	2月7日 (木) 雨 午前7時 5分頃 昼間	北上市 和賀町  県道	【人対車両】 ①中型貨物車 (45歳女性) × ②歩行者 (44歳男性)	①が滑走し、進路左 側の駐車場内の②に 衝突。 	②歩行者 (44歳男性) 死亡
4	久慈	2月23日 (土) 曇 午後1時 50分頃 昼間	久慈市 待浜町  国道 45号	【車両単独】 (多重衝突) ①普通乗用車 (63歳男性) × ②普通乗用車 × ③道路外の人 (75歳男性)	①が対向車線にはみ 出し、無人の②に衝 突後③と衝突。 	③道路外の人 (75歳男性) 死亡
5	二戸	3月8日 (金) 晴 午前8時 10分頃 昼間	二戸郡 一戸町 小繁  国道 4号	【車両単独】 ①軽貨物車 (70歳男性)	①が進路右側に路外 逸脱、河川に転落。 	①軽貨物車 (70歳男性) 死亡
6	一関	3月16日 (土) 曇 午後9時 10分頃 夜間	一関市 山目  国道 284号	【人対車両】 ①軽乗用車 (35歳女性) × ②歩行者 (77歳女性)	①が直進中、左から 右に横断中の②と衝 突。 	②歩行者 (77歳女性) 死亡
7	盛岡東	3月20日 (水) 晴 午前9時 38分頃 昼間	盛岡市 中ノ橋通  コインパーキング	【車両単独】 ①軽乗用車 (82歳男性)	①が駐車場に進入す る際にゲートボック スに衝突。 	①軽乗用車 (82歳男性) 死亡
8	北上	3月22日 (金) 雨 午前9時 52分頃 昼間	北上市 相去町  県道 前沢北上線	【車両相互】 ①軽乗用車 (80歳女性) × ②大型貨物車 (55歳男性)	①が十字路交差点を 直進する際、右から 直進した②と出会い 頭衝突。 	①の同乗者 (88歳女性) 死亡 ①の同乗者 (75歳女性) 死亡
9	宮古	3月23日 (土) 晴 午後11時 30分頃 夜間	宮古市 川井  国道 106号	【人対車両】 ①軽乗用車 (64歳男性) × ②歩行者 (70歳女性)	①が直進中、右から 左に横断中の②と衝 突。 	②歩行者 (70歳女性) 死亡
10	盛岡西	4月10日 (水) 曇 午前11時 38分頃 昼間	盛岡市 月が丘  県道 盛岡滝沢線	【車両相互】 ①軽乗用車 (72歳女性) × ②自転車 (69歳女性)	①が直進中、左から 右に横断中の②と衝 突。 	②自転車 (69歳女性) 死亡

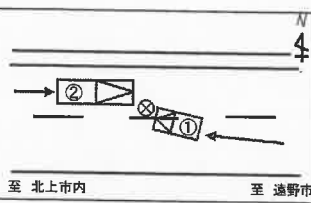
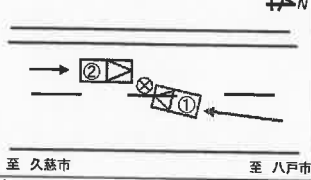
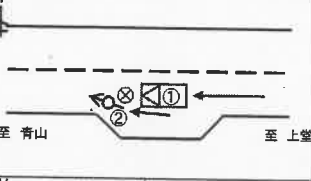
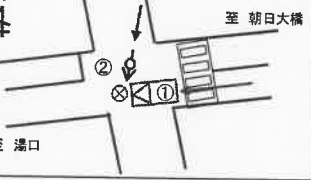
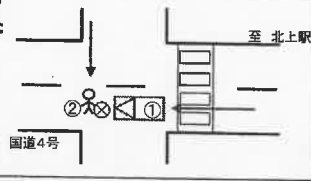
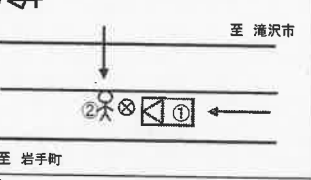
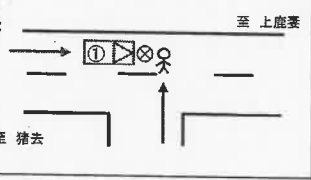
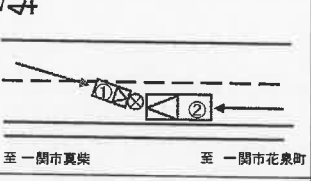
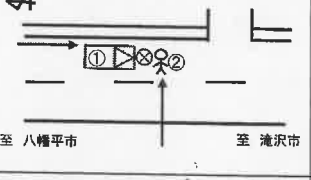
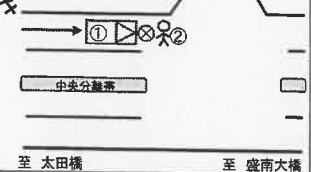
# 令和元年の死亡事故

11	遠野	4月21日 (日) 晴 午後11時 40分頃 夜間	遠野市 青笹町 主要地方道 釜石遠野線	【人対車両】 ①普通乗用車 (35歳男性) × ②歩行者 (62歳男性)	①が直進中、道路上 の②と衝突。		②歩行者 (62歳男性) 死亡
12	盛岡東	4月28日 (日) 晴 午後3時 45分頃 昼間	盛岡市 藪川 国道 455号	【車両相互】 ①大型二輪車 (58歳男性) × ②普通乗用車 (64歳女性)	①が右カーブを進行 中、対向車線にはみ 出し、対向の②と衝 突。		①大型二輪車 (58歳男性) 死亡
13	高速隊	5月4日 (土) 晴 午前2時 30分頃 夜間	八幡平市 平笠 東北縦貫自動車道 弘前線 (下り)	【車両相互】 ①軽乗用車 (29歳男性) × ②普通乗用車 (33歳男性)	①がSAから下り10方 面に逆走り、下り線 走行中の②と衝突。		①軽乗用車 (29歳男性) 死亡
14	奥州	5月5日 (日) 晴 午前9時 35分頃 昼間	奥州市 江刺稲瀬 県道 江刺金ヶ崎線	【車両相互】 ①軽乗用車 (79歳女性) × ②普通乗用車 (23歳男性)	①が十字路口交差点を 右折する際、対向の ②に衝突。		①軽乗用車 (79歳女性) 死亡
15	大船渡	5月7日 (火) 晴 午前6時 59分頃 昼間	大船渡市 大船渡町 国道 45号	【車両相互】 ①普通乗用車 (70歳男性) × ②普通乗用車 (35歳女性)	①が自宅敷地から道 路に進行する際、直 進中の②に衝突。		①普通乗用車 (70歳男性) 死亡
16	一関	5月19日 (日) 晴 午前8時 10分頃 昼間	平泉町 長島 町道	【車両相互】 ①軽乗用車 (62歳男性) × ②大型二輪車 (64歳男性)	①が十字路口交差点を 直進する際、左から 直進した②と出会い 頭衝突。		②大型二輪車 (64歳男性) 死亡
17	高速隊	5月19日 (日) 晴 午後3時 17分頃 昼間	盛岡市 上厨川 東北自動車道弘前線 盛岡インター料金所	【車両相互】 ①普通乗用車 (78歳男性) × ②普通乗用車 (77歳男性)	①が料金所を通過す る際に前方の②に追 突。		②普通乗用車 同乗 (81歳女性) 死亡
18	久慈	5月27日 (月) 晴 午後9時 35分頃 夜間	野田村 野田 国道 45号	【人対車両】 ①軽乗用車 (61歳女性) × ②歩行者 (66歳男性)	①が直進中、歩行中 の②と衝突。		②歩行者 (66歳男性) 死亡
19	二戸	6月1日 (土) 晴 午前0時 40分頃 夜間	一戸町 奥中山 国道 4号	【車両相互】 ①準中型貨物車 (59歳男性) × ②普通乗用車 (26歳男性)	①が右カーブを進行 中、対向車線にはみ 出し、対向の②と衝 突。		②の同乗者 (25歳女性) 死亡
20	花巻	6月1日 (土) 曇 午前11時 45分頃 昼間	花巻市 鍋倉 主要地方道 盛岡和賀線	【人対車両】 ①軽乗用車 (43歳女性) × ②歩行者 (47歳男性)	①が直進中、歩行中 の②と衝突。		②歩行者 (47歳男性) 死亡

# 令和元年の死亡事故

21	盛岡西	6月3日 (月) 晴 午後8時 00分頃 夜間	滝沢市 大釜 市道	【人対車両】 ①軽乗用車 (68歳女性) × ②歩行者 (70歳女性)	①が直進中、右から 左に横断中の②と衝突。		②歩行者 (70歳女性) 死亡
22	盛岡東	7月8日 (月) 曇 午後9時 41分頃 夜間	盛岡市 南大通 市道	【人対車両】 ①普通乗用車 (71歳男性) × ②歩行者 (65歳男性)	①が直進中、道路上 の②と衝突。		②歩行者 (65歳男性) 死亡
23	釜石	7月11日 (木) 曇 午前10時 45分頃 昼間	釜石市 松原町 国道 45号	【車両相互】 ①軽貨物車 (40歳男性) × ②自転車 (85歳男性)	①が十字路交差点を 直進する際、右から 直進した②と出会い 頭衝突。		②自転車 (85歳男性) 死亡
24	岩手	7月13日 (土) 晴 午前11時 11分頃 昼間	岩手町 川口 国道 4号	【車両相互】 ①大型貨物 (66歳男性) × ②自転車 (90歳男性)	①が信号機のある丁 字路交差点を直進す る際、左から直進し た②と出会い頭衝 突。		②自転車 (90歳男性) 死亡
25	一関	7月17日 (水) 曇 午前8時 45分頃 昼間	平泉町 長島 主要地方道 一関北上線	【人対車両】 ①普通乗用車 (44歳男性) × ②歩行者 (73歳女性)	①が直進中、横断歩 道を右から左に横断 中の②と衝突。		②歩行者 (73歳女性) 死亡
26	千厩	7月22日 (月) 曇 午前11時 22分頃 昼間	一関市 藤沢町 国道 456号	【人対車両】 ①普通乗用車 (56歳男性) × ②歩行者(電動車いす) (81歳男性)	①が左カーブを進行 中、対向進行の②と 衝突。		②歩行者(電動車いす) (81歳男性) 死亡
27	久慈	7月28日 (日) 晴 午後1時 50分頃 昼間	野田村 野田 国道 45号	【車両相互】 ①軽貨物車 (81歳男性) × ②大型二輪車 (42歳男性)	①が交差点を右折す る際、左方から直進 した②と衝突。		②大型二輪車 (42歳男性) 死亡
28	岩泉	8月3日 (土) 晴 午前8時 50分頃 昼間	岩泉町 二升石 国道 455号	【人対車両】 ①普通乗用車 (80歳男性) × ②歩行者 (87歳女性)	①が駐車場から進出 する際に歩行中の② と衝突。		②歩行者 (87歳女性) 死亡
29	盛岡東	8月13日 (火) 曇 午後11時 30分頃 夜間	盛岡市 南仙北 主要地方道 盛岡環状線	【車両相互】 ①普通乗用 (66歳男性) × ②自転車 (20歳男性)	①が信号機のある丁 字路交差点を直進す る際、左から直進し た②と出会い頭衝 突。		②自転車 (20歳男性) 死亡
30	北上	8月31日 (土) 晴 午前9時 00分頃 昼間	北上市 鬼柳町 国道 4号	【車両単独】 ①普通乗用車 (58歳男性)	①が進路左側の道路 案内標識柱に衝突。		①普通乗用車 (58歳男性) 死亡

# 令和元年の死亡事故

31	北上	8月31日 (土) 曇 午前10時 40分頃 昼間	北上市 口内町  国道 107号	【車両相互】 ①普通貨物車 (34歳男性) × ②大型貨物車 (69歳男性)	①が十字路口交差点を 右折する際、対向の ②に衝突。	 至 北上市内 至 遠野市	①普通貨物車 (34歳男性) 死亡
32	久慈	9月1日 (日) 晴 午後1時 55分頃 昼間	洋野町 種市  国道 45号	【車両相互】 ①普通乗用車 (74歳男性) × ②普通乗用車 (60歳男性)	①が対向車線にはみ 出し②に衝突。	 至 久慈市 至 八戸市	②の同乗者 (88歳女性) 死亡
33	盛岡西	9月5日 (木) 曇 午前9時 5分頃 昼間	盛岡市 上堂一丁目  市道	【車両相互】 ①軽乗用車 (46歳女性) × ②自転車 (80歳女性)	①が前方を進行中の ②と衝突。	 至 青山 至 上堂	②自転車 (80歳女性) 死亡
34	花巻	9月12日 (木) 晴 午前10時 20分頃 昼間	花巻市 桜木町  主要地方道 花巻大曲線	【車両相互】 ①軽貨物車 (73歳男性) × ②自転車 (83歳男性)	①が十字路口交差点を 直進する際、右から 直進した②と出会い 頭衝突。	 至 湯口 至 朝日大橋	②自転車 (83歳男性) 死亡
35	北上	9月13日 (金) 晴 午後6時 12分頃 夜間	北上市 大通り三丁目  県道 北上停車場線	【人对車両】 ①普通乗用車 (40歳男性) × ②歩行者 (81歳男性)	①が十字路口交差点を 直進する際、前方を 右から左に横断中の ②と衝突。	 至 国道4号 至 北上駅	②歩行者 (81歳男性) 死亡
36	盛岡東	9月22日 (日) 雨 午後6時 55分頃 夜間	盛岡市 玉山 馬場  国道 4号	【人对車両】 ①軽乗用車 (49歳男性) × ②歩行者 (69歳男性)	①が直進中、右から 左に横断中の②と衝 突。	 至 岩手町 至 滝沢市	②歩行者 (69歳男性) 死亡
37	盛岡東	10月14日 (月) 晴 午後5時 25分頃 夜間	盛岡市 上太田  市道	【人对車両】 ①軽乗用車 (54歳女性) × ②歩行者 (81歳女性)	①が丁字路交差点を 直進する際、前方を 右から左に横断中の ②と衝突。	 至 猪去 至 上鹿委	②歩行者 (81歳女性) 死亡
38	一関	10月19日 (土) 雨 午後0時 50分頃 昼間	一関市 花泉町 金沢  市道	【車両相互】 ①軽乗用車 (63歳女性) × ②準中型貨物車 (33歳男性)	①が対向車線にはみ 出し②に衝突。	 至 一関市真柴 至 一関市花泉町	①軽乗用車 (63歳女性) 死亡
39	盛岡東	10月21日 (月) 晴 午後5時 00分頃 夜間	盛岡市 下田  国道 282号	【人对車両】 ①軽乗用車 (64歳女性) × ②歩行者 (81歳女性)	①が直進中、前方を 右から左に横断中の ②と衝突。	 至 八幡平市 至 滝沢市	②歩行者 (81歳女性) 死亡
40	盛岡西	10月22日 (火) 晴 午前2時 13分頃 夜間	盛岡市 城西町  市道	【人对車両】 ①普通乗用車 (41歳女性) × ②歩行者 (30歳男性)	①が直進中、道路上 の②と衝突。	 至 太田橋 至 盛南大橋	②歩行者 (30歳男性) 死亡

# 令和元年の死亡事故

41	奥州	10月28日 (月) 曇 午後3時 00分頃 昼間	奥州市 前沢 高畑  国道 4号	【車両相互】 ①大型貨物車 (73歳男性) × ②自転車 (86歳男性)	①が交差点を左折する際、②と衝突。		②自転車 (86歳男性) 死亡
42	盛岡西	10月30日 (水) 晴 午前7時 20分頃 昼間	雫石町 御明神  町道	【車両相互】 ①軽貨物車 (72歳男性) × ②普通乗用車 (37歳男性)	①が十字路交差点を直進する際、左から直進した②と出会い頭衝突。		①の同乗者 (69歳女性) 死亡
43	久慈	11月12日 (火) 晴 午後10時 25分頃 夜間	久慈市 山形町  国道 281号	【車両単独】 ①軽乗用車 (70歳男性)	①が直進中、進路左側のガードロープ支柱に衝突。		①軽乗用車 (70歳男性) 死亡
44	盛岡西	11月27日 (水) 曇 午後9時 30分頃 夜間	滝沢市 鞆綱  主要地方道 盛岡環状線	【人对車両】 ①普通貨物車 (49歳男性) × ②歩行者 (84歳男性)	①が直進中、前方を右から左に横断中の②と衝突。		②歩行者 (84歳男性) 死亡

注:上記内容は速報時の概要であり、確定したものではありません。



各警察管内別 市町村犯罪認知件数

作成：平成31年12月04日  
計上：平成31年01月01日～平成31年11月30日

Og01

警察管内別	市町村名	刑法犯総数	犯罪率	人口	侵入窃盗				住宅対象				窃盗				その他	非侵入窃盗	うち ひったくり	うち 万引き	うち 車上ねらい	うち 自動販売機	その他
					侵入窃盗	住宅対象	うち 空き巣	うち 盗撮	うち 盗み	うち 居空き	窃盗	窃盗	窃盗	窃盗	窃盗	窃盗							
盛岡東	盛岡市	640	3.24	294,047	38	19	7	10	2	19	1	161	276	124	30	26	7	89					
盛岡西	滝沢市	312	2.05	55,507	24	17	2	15		7		69	132	77	10	7	3	35					
	八幡町	114	1.65	16,318	16	12	2	10		4		16	51	24	4	3	2	18					
	八幡平市	27	2.00	25,055	4					4			14	2	3	1	8						
楡	手巻町	50	0.86	5,847	5	1	1			4			24	8	3		12						
	岩手町	5	1.09	12,878	1	1							1	5			1						
	柴波町	14	1.62	32,075	4	1	1			3		5	27	10	1	2	14						
紫	波矢町	52	2.30	27,839	1					1		21	23	3	1	4	15						
花	巻花巻市	215	2.27	94,804	11	5	3	1	1	6	1	49	96	26	7	5	57						
北	北上市	240	2.59	92,589	17	1			1	16	1	52	107	39	8	5	52						
	西和賀町			5,427																			
奥	奥州市	218	1.89	115,454	20	6	6			14	2	31	116	46	7	13	3	47					
	釜ヶ崎町	25	1.61	15,483								3	16	8	1	3	1	3					
一	関一関市	200	2.28	116,479	5	2	2			3	1	28	115	51	8	13	4	39					
一	関平泉町	65	6.62	7,551	2	1	1			1		1	21	10	4	1	6						
	大船渡市	50	2.18	36,212	43					43			6	1	1	1	3						
大	船渡市	79	2.12	18,773	1					1		2	40	17	3	6	13						
	住田町	21	0.56	5,331	2					2			12	3			5						
速	野速野市	3	1.55	26,523	4	1	1			3			3	2			1						
釜	釜石市	41	1.95	34,945	6	2	2			4		4	27	19	1	2	5						
	大畑町	19	1.68	11,297									9	3	2		4						
宮	宮古市	108	2.01	53,662	11	3	3			8	2	10	38	19	3	4	2	10					
	山田町	19	1.26	15,053									6	3	3	1	2						
岩	岩泉町	13	1.41	9,204	2					2			6	1			3						
	田野郷村	3	0.92	3,262						2							2						
久	久慈市	68	2.03	34,074	7	2	2			5	1	4	30	13	4	1	12						
	野田村	1	0.25	3,945									1				1						
	普代村	4	1.50	2,672	1	1	1						1	1	1	1	1						
	津野町	8	0.51	15,668	1					1		1	4	1	4	1	2						
	二戸市	65	2.48	26,249	4					4		1	38	9	3	2	24						
二	戸軽米町	11	1.26	8,727	3					3		3	3	1	1	1	1						
	一戸町	12	1.00	12,058	3					3		5	5	2			3						
	九戸村	3	0.55	5,504	2	1	1			1													
合	計	2844	2.29	1,240,522	238	76	36	36	4	162	9	464	1275	533	101	114	33	493					

※ 人口は、岩手県が公表した平成30年10月1日現在の推計人口である。

※ 犯罪率(人口1,000人当たり)

※ その他は警管内町村外発生事件である。



# 令和元年 特殊詐欺 統計情報(11月)

特殊詐欺 合計				特殊詐欺(主要手口) 合計				特殊詐欺(その他の手口) 合計				特殊詐欺(窃盗) 合計			
認知件数		被害額(単位:万円)		認知件数		被害額(単位:万円)		認知件数		被害額(単位:万円)		認知件数		被害額(単位:万円)	
前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
51	+26	14,292	+5,638	34	+14	7,729	+953	2	+0	3,763	+2,303	15	+12	2,800	+2,382

特殊詐欺(主要手口)															
なりすまし詐欺 (オレオレ詐欺)				しはらえ詐欺 (架空請求詐欺)				かします詐欺 (融資保証金詐欺)				もどします詐欺 (還付金等詐欺)			
認知件数		被害額(単位:万円)		認知件数		被害額(単位:万円)		認知件数		被害額(単位:万円)		認知件数		被害額(単位:万円)	
前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
1月	1	0	0	-3,700	1	1	80	80	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	-1	0	-350	1	-1	80	-115	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	2	1	481	446	2	2	564	564	0	0	0
4月	0	-1	0	-200	0	-2	0	-30	0	0	0	0	0	0	0
5月	2	2	250	250	4	2	1,853	1,643	0	0	0	0	0	0	0
6月	8	8	371	371	0	0	0	0	0	-1	0	-355	0	0	0
7月	2	1	104	-112	3	2	2,562	2,482	0	0	0	0	0	0	0
8月	2	1	88	-67	3	2	1,278	1,068	0	0	0	0	0	0	0
9月	0	-1	0	-83	0	-1	0	600	0	0	0	0	0	0	0
10月	2	0	0	-287	1	0	19	-49	0	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12月															
累計	17	+9	812	-4,180	15	+4	6,352	+4,923	2	+1	564	+209	0	±0	0

特殊詐欺(その他の手口)															
金融商品等取引名目				ギャンブル必勝法情報提供名目				異性との交際あっせん名目				その他			
認知件数		被害額(単位:万円)		認知件数		被害額(単位:万円)		認知件数		被害額(単位:万円)		認知件数		被害額(単位:万円)	
前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	1	1	2,763	2,763	0	0	0	0	0	0	0
4月	0	0	0	0	0	-1	0	-203	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	1	1	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0
7月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0	-1	0	-1,256	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12月															
累計	0	±0	0	±0	2	+0	3,763	+2,303	0	±0	0	±0	0	±0	0

特殊詐欺(窃盗)			
認知件数		被害額(単位:万円)	
前年比		前年比	
1月	0	0	0
2月	3	3	636
3月	1	1	562
4月	1	1	178
5月	2	2	400
6月	1	0	141
7月	0	0	0
8月	5	5	622
9月	1	1	0
10月	1	1	262
11月	0	-2	0
12月			
累計	15	+12	2,800

※ 各月の金額は四捨五入して表記しています。累計額は四捨五入した毎月の金額の合計ではなく、全体の被害額を元に算出しています。したがって、各月の累計額と累計額には誤差が生じる場合があります。  
 ※ 被害額はキャッシュカード型(手交型・窃取型)の特殊詐欺におけるATM引出額を含んでいます。

# 特殊詐欺市町村別発生状況(令和元年11月末日現在)

(被害届受理のみ)

※色の部分は手入力しないこと

地域	警察署	市町村	特殊詐欺											
			総数	総数	特殊詐欺(主要手口)				特殊詐欺(その他の手口)				特殊詐欺(窃盗) 総数	
					オレオレ	架空請求	融資保証	還付金	総数	金融商品	ギャンブル	異性交際		その他
県内			51	34	17	15	2	0	2	0	2	0	0	15
県中央地域	盛岡東	盛岡市	10	5	4	1			1		1			4
		盛岡西	1	1	1				0					
	盛岡西	滝沢市	0	0					0					
		雫石町	0	0					0					
	岩手	八幡平市	3	3		3			0					
		葛巻町	0	0					0					
		岩手町	0	0					0					
	紫波	紫波町	2	1		1			0					1
		矢巾町	1	0					1		1			
	小計			17	10	5	5	0	0	2	0	2	0	0
県南地域	花巻	花巻市	3	1	1				0					2
		北上	8	6	3	2	1		0					2
	奥州	西和賀町	0	0					0					
		奥州市	6	4	4				0					2
	一関	金ヶ崎町	0	0					0					
		平泉町	2	1		1			0					1
	千厩	一関市	5	2	2				0					3
		千厩	2	2	1		1		0					
小計			26	16	11	3	2	0	0	0	0	0	0	10
沿岸地域	大船渡	大船渡市	3	3	1	2			0					
		陸前高田市	0	0					0					
		住田町	0	0					0					
	遠野	遠野市	0	0					0					
		釜石	3	3		3			0					
	宮古	大槌町	0	0					0					
		宮古市	0	0					0					
	岩泉	山田町	0	0					0					
		岩泉町	0	0					0					
	小計			6	6	1	5	0	0	0	0	0	0	0
県北地域	久慈	久慈市	1	1		1			0					
		野田村	0	0					0					
		普代村	0	0					0					
		洋野町	0	0					0					
	二戸	二戸市	1	1		1			0					
		軽米町	0	0					0					
		一戸町	0	0					0					
		九戸村	0	0					0					
小計			2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	

※ この表は、被害者の住所地を基準としてを入力している

# 県内の「子どもに対する声かけ等」の認知状況

令和元年(平成31年)中の累計



区分	R元年認知件数		全認知件数の発生場所の内訳				全認知件数の発生時間帯の内訳						
		うち小学生被害の件数	道路	公園	駐車場	その他	22:00～5:59	6:00～7:59	8:00～9:59	10:00～13:59	14:00～15:59	16:00～17:59	18:00～21:59
1月	16	5	12	1		3	1	2		2	3	4	4
2月	16	10	12			4		1		3	4	8	
3月	23	10	19	2		2		1	2	5	6	8	1
4月	27	14	18	2		7		3		4	8	10	2
5月	38	12	23		1	14		7		5	8	6	12
6月	53	34	44	1		8		5		5	17	19	7
7月	32	18	22	3	1	6		6	2	4	9	7	4
8月	21	11	15	1		5		2		3	4	8	4
9月	39	19	27		1	11	1	6	1	2	5	13	11
10月	35	15	29		1	5	1	6	1	1	6	13	7
11月	29	20	21	1		7		1	2	2	11	12	1
12月													
累計	329	168	242	11	4	72	3	40	8	36	81	108	53
前年同期(増減)	348(-19)	198(-30)											

- ※ 警察で認知した月毎の「子どもに対する声かけ等」事案の件数です。
- ※ 「子どもに対する声かけ事案等」とは、子どもに対する性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい事案、迷惑防止条例違反(痴漢、盗撮)、軽犯罪法違反(のぞき等)等をいいます。
- ※ 暫定的な集計であることから、確定値とは一致しない場合があります



## 防犯パトロールカードの配布実績について

### 【趣 旨】

岩手県内では、子どもや女性に対する声かけ事案が多発しており、年々増加傾向にある中、当協議会での取組みとして、子どもや女性が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「防犯パトロールカード」を作製し、委員の皆さんが所属する各団体へ配布しております。この取組みを継続していることにより、市街でも車に防犯パトロールカードを掲示している車が増え、「ながら見守り」として、地域の防犯活動の一助となっております。

### 【実 績】

- 平成 28 年度 配布枚数 600 枚
- 平成 29 年度 配布枚数 600 枚
- 令和元年度 配布枚数 460 枚                      合計 1,660 枚配布

<配布先>

気仙地区少年警察ボランティア協会、大船渡市社会福祉協議会、大船渡市防犯協会連合会  
大船渡市民生児童委員協議会、大船渡地区人権擁護委員会、大船渡市各種女性団体連絡協議会  
大船渡市更生保護女性の会、岩手県高等学校長協会気仙支会、大船渡市小中学校長会  
大船渡市 PTA 連合会、気仙地区保護司会、大船渡商工会議所、大船渡市農業協同組合  
大船渡市水産振興連絡会、大船渡市交通指導隊、大船渡市交通安全母の会連合会、大船渡警察署

### 【今後の取組みについて】

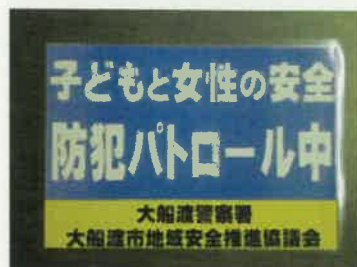
これまでに配布したパトロールカードを掲示している車が増えたことにより、地域の防犯意識の高揚が図られ、車に掲示しているだけで、通勤や買い物など、普段の生活の中で「地域の目」の役割を果たしており、子どもや女性の安全・安心の確保に大いに貢献しているものと思われまます。

社会的にも「子どもの安全確保」は重要性が高まっており、幅広く「地域の目」⇔「防犯パトロールカード」を普及していくことが、地域の犯罪や事件等の未然防止につながることから、当協議会としても、委員の皆さんの協力をいただきながら、今後も継続して取組んでいきたいと考えております。

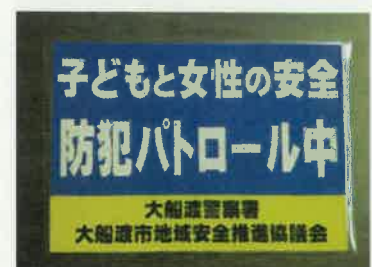
平成 28 年度版



平成 29 年度版



令和元年度版



◇発行：独立行政法人国民生活センター◇

深刻な高齢者の消費者被害 見守りで防止しましょう

叔母が、「通帳に 3 千円しか残っておらず生活費が無くなった」と私の母に相談してきた。母と一緒に叔母の家に行くと、化粧品が山のようにあった。書類等を調べると、長期間に渡って契約していたようで、約 5 百万円も支払っていた。叔母によると、担当から「こちらが質問すること全てに『ハイ』とだけ言うように」と言われ、契約を強要されていたという。(当事者：80 歳代 女性)

=====

<ひとこと助言>

- ☆ 高齢者が長期間に渡って、大量の商品を購入させられていたという相談が寄せられています。周囲の人が気付いたときには高額な支払い後だったというケースも見られます。
- ☆ このような被害を防ぐには、家族や周囲の人が、日ごろから高齢者の様子に気をつけることが大切です。離れて暮らしている場合は、なるべく頻りに連絡を取っておき、帰省の際などには不審な書面や、大量の商品、困っている様子等がないか確認するようにしましょう。
- ☆ 少しでも気になることがあれば、本人から詳しく話を聞き、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等に相談しましょう(消費者ホットライン 188)。家族や周囲の方も相談できます。

イラスト入りリーフレット (PDF 形式) はこちらの URL からご覧いただけます。

[http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj\\_mglist.html](http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mglist.html)

※リーフレットの文面はメールマガジンと同じものです。

本情報は、都道府県等の消費者行政担当部署等からの情報をもとに編集・発行しています。

<参考>

60 歳以上の消費者トラブルが 40 万件を突破！一トラブルの現状を知って、被害を防ぎましょう

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20190912\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20190912_1.html)

●全国の消費生活センター等の相談窓口

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

\*\*\*\*\*

メールアドレスの変更と配信解除はこちらへ

[http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj\\_mgtop.html](http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mgtop.html)

問い合わせ：mimamoru-kun@kokusen.go.jp

\*\*\*\*\*



# サプリメントを注文したら定期購入に! SNSの広告に注意!

## 事例

スマートフォンでSNSのサイトに表示されたダイエットサプリメントの広告を見て、1カ月分2千円の「体験版」をクレジット決済で購入した。後日クレジット明細を見ると、約3万円の請求になっていた。定期購入になっているようだ。業者の連絡先を探して電話をしたがつかない。

(大学生 女性)



## ひとことアドバイス

- SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を利用する際には、年齢や職業、興味のある分野など個人情報を登録しますが、その情報等に基づき特定の人に向けた「ターゲティング広告」が表示されることが増えています。
- ターゲティング広告は短期間だけ掲載され、トラブル発生後に詳細を確認しようとしても広告そのものが見られないこともあります。
- 広告の表示だけでなく、広告からリンクした先の通販サイトの表示や利用規約で、購入の条件等をよく確認しましょう。画面の保存や印刷はトラブル解決に役立つことがあります。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

さぼーとくん







# 新生活！ 若者を狙う もうけ話に注意

## 事例



SNSで知り合った人から、もうかる話があると誘われてカフェで投資ソフトについて説明を聞いた。その後、会社の社長の自宅タワーマンションに呼ばれ、「価格は240万円だが半額にする。その内の60万円は会社負担にするので60万円支払ってほしい」と言われた。「お金がない」と断ったが、消費者金融で借りればいいと言われ、指示どおり、会社員と身分等を偽ってお金を借りた。人を勧誘すれば8万円もらえると聞いていたが、説明とは異なり簡単にはもうからない。(当事者:大学生 男性)

## ……ひとことアドバイス……

- 大学生等になると、行動範囲が広がる一方で、言葉巧みに勧誘されてトラブルに巻き込まれるケースがあり、中には、高額なものを借金してまで契約させられるという例もみられます。
- 身近な友人や先輩、SNSやサークルで知り合った人に、マルチ取引やもうけ話の勧誘をされることもあります。また、

自分自身も友人を勧誘する側になり、人間関係を壊したり、金銭トラブルに陥ったりすることもあるため、特に注意が必要です。

- もうけ話をうのみにせず、不必要な契約は勇気を出してきっぱりと断りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等に相談しましょう(消費者ホットライン188)。





# フリマサービスは個人間取引 利用する際は慎重に

## 事例

フリマアプリで新品と書かれていたドライヤーを購入し、代金5千円をフリマアプリ運営事業者に支払った。しかし、届いた商品は新品ではなく、電源ボタンも壊れていた。運営事業者にメールで問い合わせたところ、「アプリのメッセージ交換機能であなたと出品者とで連絡が取れているので、出品者と話し合ってください」と言われた。出品者が「返品を受けるので、先に評価をしてほしい」と言ってきたので、評価をすると一切連絡が取れなくなってしまった。(当事者:高校生 女性)



## ひとことアドバイス

- フリマアプリ等のフリマサービスでの商品売買は、個人間取引(購入者と出品者の双方が消費者個人)です。トラブルは、当事者間で解決を図るように求められていることを理解して利用しましょう。
- フリマサービスでは、商品到着後に購入者が出品者を「評価」することで、自分が支払った代金が運営事業者から出品者に振り込まれるシステムになっていることもあります。商品の

到着前や届いた商品に納得する前に、「評価」すると、代金だけ支払われて出品者と連絡が取れなくなるケースもあります。利用規約をよく理解して、慎重に取引を行いましょう。

- 当事者間で話し合っても、運営事業者に相談しても交渉が進まない場合は、問題点の整理等を行うため、お住まいの自治体の消費生活センター等に相談しましょう(消費者ホットライン188)。



さぼーとくん



# ネット上の見知らぬ相手との チケット取引は リスクが伴います

## 事例 1

アイドルグループのコンサートチケットを譲ってくれる人がいないかSNSで探し、チケットが余っている人を見つけた。連絡して、チケット代金1万3千円を振り込んだが、その後連絡が取れなくなり、結局コンサートにも行けなかった。(当事者：高校生 女性)

## 事例 2

SNS上で、「コンサートチケットを譲る」という人とやり取りし、6万円を振り込んだが、当日QRコードを提示したところ、重複チケットと分かり入場できなかった。

(当事者：学生 女性)



©Kurosaki Gen

### …ひとことアドバイス…

- インターネット上の見知らぬ相手からコンサート等のチケットを購入するのは大きなリスクが伴います。また、転売されたチケットでは、公演会場に入れないケースもあります。
- このような取引は販売者も個人であることから、トラブルが起きたら自分で交渉しなくてはならない場合や、そもそも相手と連絡が取れなくなる場合もあるため注意が必要です。
- 代金を支払ったのにチケットが届かない等、お金をだまし取ることが目的であると疑われた場合は、最寄りの警察署に相談してください。



さぼーとくん



# 相談に乗るとお金がもらえる!? うまい話に惑わされないで

## 事例

スマートフォンを見ていたら、「悩みがある人の相談に乗るとお小遣いがもらえる」というサイトの広告が目にとまり、登録した。男性からメールが届き、何度もやり取り

した後、「お礼の80万円を支払うためには

連絡先の交換が必要だが、

サイトのロック解除のための

ポイントを買う必要がある

と言われ、母親のクレジットカードを無断で持ち出し

ポイントを購入した。何度も

ロック解除に失敗したため、結局25万円も

使ったが、お金はもらえてい

ない。返金してほしい。

(当事者：中学生 女性)



©Kurosaki Gen

## ひとことアドバイス

- 見知らぬ人から、簡単なやりとりだけでお金がもらえるということは、絶対にありません。相談に乗るだけでお金をあげる等の言葉をうのみにせず、知らない相手とはやり取りしないようにしましょう。
- メールの相手はサイトが雇った「サクラ」である可能性があります。謝礼金等をもらう条件として、ポイント購入等お金の支払いを要求されることになります。
- 一度お金を支払ってしまうと取り戻すことは非常に困難です。
- スマートフォンの使い方について家族で話し合うことも大切です。
- 保護者はクレジットカードの管理にも十分注意しましょう。
- 少しでもおかしいと思ったら、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

さぼーとくん





# 子どもがオンラインゲームで 無断決済！ 家庭内でルール作りを！

## 事例

携帯電話会社から、  
キャリア決済の

支払額が限度額の10万円  
を超えるという通知が  
届いた。家族に聞くと、  
小学生の娘が私のスマート  
フォンでオンライン  
ゲームをしていたことが  
分かった。こっそり盗み  
見たパスワードを入れて  
ゲームをダウンロードし、  
課金したという。娘は、  
お金を払っているという  
感覚もなくゲームを  
進めていたようだ。

(当事者：10歳 女児)



©Kurosaki Gen

## …ひとことアドバイス…

- 子どもがオンラインゲームで課金し高額請求を受けるケースでは、親のクレジットカード情報を勝手に使用してしまうほか、最近では携帯電話のキャリア決済を無断で利用してしまうケースも見られます。
- クレジットカードやキャリア決済のパスワード等の管理には十分注意しましょう。利用ごとに通知をもらう設定をし、利用状況を確認するのも一つの方法です。
- 周囲の大人は、ゲームの料金体系や決済方法等を理解し、日ごろから子どもとゲームの利用ルールについてよく話し合しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

さぼーとくん





# 子どもがライブ配信サービスで投げ銭!?

## 事例



©Kurosaki Gen

夫のクレジットカードに心当たりのない高額な請求があり、カード会社に問い合わせたら、ライブ配信アプリでの課金だった。

中学生の娘に聞くと、以前教えてもらった夫のクレジットカード番号を使いライブ配信で1回約1万円の投げ銭を何度もしたようだ。投げ銭や音楽等の購入で、数カ月で100万円以上の請求があった。  
(当事者:中学生 女性)

### …ひとことアドバイス…

- スマートフォン等でライブ形式の動画を配信したり、視聴したりする「ライブ配信サービス」の多くは無料で利用できますが、ライブ配信者を応援するためのいわゆる「投げ銭」という課金機能があります。
- 子どもが保護者のクレジットカード情報や携帯電話のキャリア決済を利用し、勝手に課金してしまうケースが見られます。クレジットカードやキャリア決済の暗証番号をしっかりと管理しておくことが大切です。
- 子どもがどのようなサービスを利用しているのか、その決済の仕組みがどうなっているのか理解し、使い方について家族で話し合うようにしましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

さぼーとくん





## 見守り 新鮮情報

「総合消費料金に関する訴訟最終告知」というハガキが届いた。訴訟や差し押さえなどと書かれており、怖くなってハガキに書いてあった電話番号に連絡したところ、「あなたは買った物の代金を支払っていないため、企業から訴えられている。弁護士に確認したが取り下げに間に合わないので、示談金として10万円をコンビニで支払うように」と言われた。全く身に覚えがないのに支払わなければならないのか。

(60歳代 女性)



# 相談急増 ハガキによる架空請求

## ひとこと助言

架空請求は無視!



見守るくん

- ハガキによる架空請求に関する相談が増加しています。
- 行政機関を装い、「未納料金の訴訟最終告知」等と書かれたハガキが自宅に届き、文面に「訴訟を起こす」「差し押さえ」などと法律用語を使って不安をあおり、ハガキに記載のある連絡先に電話をかけさせようとするものです。連絡をすればお金を要求されたり、電話番号等の個人情報を知られてしまったりするケースもあります。
- このようなハガキが届いても、決して連絡してはいけません。
- 少しでも不安に思ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

# 請求被害 急増中!

こんな  
ハガキが  
届いたら



## 消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。管理番号(わ)257 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち会いの下、給与等の差し押さえ及び、不動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきます。尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日

XX年XX月XX日

法務省管轄支局 日本民事訴訟管理センター  
東京都千代田区霞が関XXXXXXXXXXXX  
取り下げ等のお問合せ窓口 03-XXXXXX-XXXXX  
受付時間 9:00~20:00 (日、祝日除く)

3 不安なときは、  
聞いてみる

3



2 間違っても、  
連絡しない

2



1 まずは、  
無視する

1



消費者ホットライン

188に相談!

詳しくは裏面を  
ご覧ください》》



令和元年度大船渡市内小中学校・高校冬休み期間

学 校 名	期 間		備 考
盛 小 学 校	12月26日 (木) ~ 1月15日 (水)	21日間	
大 船 渡 小 学 校	12月26日 (木) ~ 1月15日 (水)	21日間	
末 崎 小 学 校	12月26日 (木) ~ 1月16日 (木)	22日間	
赤 崎 小 学 校	12月26日 (木) ~ 1月16日 (木)	22日間	
猪 川 小 学 校	12月26日 (木) ~ 1月15日 (水)	21日間	
立 根 小 学 校	12月26日 (木) ~ 1月15日 (水)	21日間	
日 頃 市 小 学 校	12月26日 (木) ~ 1月16日 (木)	22日間	
大 船 渡 北 小 学 校	12月26日 (木) ~ 1月19日 (日)	25日間	
綾 里 小 学 校	12月26日 (木) ~ 1月16日 (木)	22日間	
越 喜 来 小 学 校	12月25日 (水) ~ 1月15日 (水)	20日間	
吉 浜 小 学 校	12月25日 (水) ~ 1月19日 (日)	26日間	
第 一 中 学 校	12月26日 (木) ~ 1月14日 (火)	20日間	
大 船 渡 中 学 校	12月26日 (木) ~ 1月15日 (水)	21日間	
末 崎 中 学 校	12月26日 (木) ~ 1月14日 (火)	20日間	
赤 崎 中 学 校	12月26日 (木) ~ 1月14日 (火)	20日間	
日 頃 市 中 学 校	12月26日 (木) ~ 1月15日 (水)	21日間	
綾 里 中 学 校	12月26日 (木) ~ 1月15日 (水)	21日間	
越 喜 来 中 学 校	12月26日 (木) ~ 1月14日 (火)	20日間	
吉 浜 中 学 校	12月26日 (木) ~ 1月16日 (木)	22日間	
大 船 渡 高 校	12月28日 (土) ~ 1月13日 (月)	17日間	
大 船 渡 東 高 校	12月25日 (水) ~ 1月13日 (月)	20日間	

愛の一声で子どもたちに規律ある生活を

大船渡市学校警察連絡協議会

# 令和年度市内児童・生徒の生活のめやす(冬季)

お気軽に教育相談室の活用を ☎ 26-5011

よその子ども我が子もみんな大船渡の子!

小学校	外出・外泊		旅行	安全指導 (自転車・インターネット等)	ゲームコーナー、プリクラ カラオケボックス、喫茶店 など	危険な場所と遊び
	家に帰る時刻	5月~10月 11月~4月				
	5月~10月	11月~4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者同伴とする。</li> </ul>	<b>自転車</b> (必ず防犯登録) <ul style="list-style-type: none"> <li>よく整備された自転車に乗る。</li> <li>交通ルールを守る。</li> <li>ヘルメットを着用する。</li> <li>早めの点灯を心がける。</li> </ul> <b>インターネット等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校や家庭のルールを守って利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者と一緒の場合にかぎる。</li> <li>※親と一緒にパチンコ店には入らない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校や地区で指定された危険な場所では遊ばない。</li> <li>海や山、川には保護者と一緒に行くこと。</li> <li>火遊びはしない。</li> <li>路上でのキックボード遊びはしない。</li> <li>エアガンなどの危険な遊びはしない。</li> </ul>
	17:00	17:00				
	には家にまですむ向かう					
	※「夜間」→家に帰った時刻以降					
中学校	外出・外泊		旅行 (登山、キャンプを含む)	安全指導 (自転車・インターネット等)	ゲームコーナー、プリクラ カラオケボックス、喫茶店 など	危険な場所と遊び
	家に帰る時刻	5月~10月 11月~4月				
	5月~10月	11月~4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者同伴とする。</li> </ul>	<b>自転車</b> (必ず防犯登録) <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に点検をする。</li> <li>交通ルールを守る。</li> <li>ヘルメットを着用する。</li> <li>早めの点灯を心がける。</li> </ul> <b>インターネット等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校や家庭のルールを守って利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者と一緒の場合にかぎる。</li> <li>※親と一緒にパチンコ店には入らない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校や地区で指定された危険な場所では遊ばない。</li> <li>海や山、川には保護者と一緒に行くこと。</li> <li>火遊びはしない。</li> <li>路上でのキックボード遊びはしない。</li> <li>エアガンなどの危険な遊びはしない。</li> </ul>
	18:00	17:00				
	※上記は、休日、祝日並びに長期休業中の帰宅時刻である					
高等学校	外出・外泊		旅行 (登山、キャンプを含む)	安全指導 (自転車・インターネット等)	カラオケボックス など	アルバイト
	家に帰る時刻	5月~10月 11月~4月				
	21:00以降は外出禁止。		<ul style="list-style-type: none"> <li>届出制とする。</li> <li>保護者の同意を得る。</li> </ul>	<b>自転車</b> (必ず防犯登録) <ul style="list-style-type: none"> <li>交通ルールを守る。</li> <li>早めの点灯を心がける。</li> </ul> <b>バイク</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全運転を遵守する。</li> </ul> <b>インターネット等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校や家庭のルールを守って利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※パチンコ店には入らない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可制とする。</li> </ul>
	友人同士の外泊は禁止する。					

大船渡市地域安全条例

(目的)

**第1条** この条例は、市民の安全意識の高揚及び自主的な安全活動の推進を図ることにより、犯罪、事故等を未然に防止し、もって安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「市民」とは、市内に住所を定める者及び滞在する者並びに市内に所在する土地及び建物の所有者及び管理者をいう。

2 この条例において「事業者」とは、市内において事業活動を行う者をいう。

(市の責務)

**第3条** 市は、安全で住みよい地域社会の実現を図るため、地域の安全に関する事項を推進するものとする。

2 市は、地域の安全に関する事項を推進するに当たっては、関係する機関及び団体と連携を図るものとする。

(市民及び事業者の責務)

**第4条** 市民及び事業者は、自らの生活の安全確保及び地域の安全活動の推進に努めるとともに、この条例の目的が達成されるよう協力するものとする。

(地域安全推進協議会の設置)

**第5条** 地域の安全活動を円滑かつ総合的に推進するため、大船渡市地域安全推進協議会を置く。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

大船渡市地域安全条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、大船渡市地域安全条例（平成12年大船渡市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域の安全に関する事項)

**第2条** 条例第3条に規定する地域の安全に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 市民の安全意識の高揚に関する事。
- (2) 市民及び事業者の自主的な安全活動の推進に関する事。
- (3) 地域の安全環境の整備及び改善に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(地域の安全活動等)

**第3条** 条例第4条に規定する自らの生活の安全確保及び地域の安全活動は、次のとおりとする。

- (1) 安全な生活を営むための情報収集に関する事。
- (2) 安全な生活確保のための実践活動に関する事。
- (3) 地域及び事業者の安全活動のための研修に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域安全に関する事。

(協議事項)

**第4条** 条例第5条に規定する大船渡市地域安全推進協議会（以下「協議会」という。）で協議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 市民等の生活安全に関する事。
- (2) 犯罪、事故等の現状把握に関する事。
- (3) 犯罪、事故等の未然防止に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域安全の推進に関する事。

(組織)

**第5条** 協議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 市関係職員及び県の関係行政機関の職員
- (2) 関係団体に所属する者のうちから当該団体の代表が推薦する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

**第6条** 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第7条** 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

**第8条** 協議会の庶務は、生活福祉部市民環境課において処理する。

(委任)

**第9条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。